

災害時における市職員の参集・配備基準（全災害共通）

配備体制	注意配備体制	警戒配備準備体制	警戒配備体制	一次配備体制	二次配備体制	
配備体制の決定	市長公室部長兼危機管理監（水害時は都市創造部長）	市長公室部長兼危機管理監	→	市長	自動配備	
災害対策本部等の開設※1	状況に応じ警戒会議を開催	状況に応じ警戒会議を開催	警戒会議の開催（水害時は水防本部、雪害時は雪害対策本部を設置）	状況に応じ災害対策本部を設置（水防本部及び雪害本部は災害対策本部に包括）	災害対策本部自動設置（水防本部及び雪害本部は災害対策本部に包括）	
地震	配備基準	●市域で震度3の地震が発生したとき ●津波注意報が加賀に発表されたとき	●市域で震度3の地震が発生したとき ●津波注意報が加賀に発表されたとき ●緊急地震速報が発表されたとき	●市域で震度4の地震が発生したとき ●津波警報が加賀に発表されたとき	●市域で震度5弱の地震が発生したとき ●局地的で軽微な地震災害が発生したとき	●市域で震度5以上の地震が発生したとき ●地震又は津波で人的被害が発生したとき ●大津波警報が加賀に発表されたとき
	活動内容	・情報の収集、伝達 ・災害対策活動の準備 ・津波情報の伝達	・情報の収集、伝達 ・災害対策活動の準備 ・津波情報の伝達 ・海岸部の警戒	・情報の収集、伝達 ・災害対策活動の準備 ・津波情報の伝達 ・海岸部の警戒	・災害情報の収集、伝達 ・避難所の開設（災害対策本部又は市長の指示による） ・局地的な救急対策活動（負傷者の救出・救護、避難誘導） ・二次配備体制への移行準備	・災害情報の収集、伝達 ・避難所の開設（災害対策本部の指示による） ・局地的な応急対策活動（負傷者の救出・救護、避難誘導） ・最大限の警戒
一般災害	配備基準	●次の気象注意報が発表されたとき (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)強風注意報 (4)風雪注意報 (5)大雪注意報 (6)高潮注意報 ●次の気象警報が発表されたとき (1)波浪警報 (2)高潮警報 ●埴田水位計の水位が2.0m（水防団待機水位）を超えたとき ●手取川・梯川流域タイムラインで流域警戒ステージⅠに移行したとき	●次の気象警報が発表されたとき (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 (4)暴風雪警報 (5)大雪警報 ●手取川・梯川流域タイムラインで流域警戒ステージⅡに移行したとき	●埴田水位計の水位が2.5m（氾濫注意水位）を超えたとき※2 ●土砂キキクルで住家等が存在する地区が「注意(黄)」となったとき ●手取川・梯川流域タイムラインで流域警戒ステージⅢに移行したとき ●積雪深が南加賀土木総合事務所前で50cm又は尾小屋で120cmを超え、かつ、市民生活に支障が生ずる恐れがあるとき	●局地的な災害が発生したとき（洪水、土砂災害等） ●広範囲にわたる災害が予想される時 ●災害が発生する恐れがある段階において、災害救助法の適用を受けるとき ●埴田水位計の水位が4.2m（避難判断水位）を超えたとき ●土砂キキクルで住家等が存在する地区が「警戒(赤)」となったとき ●日降雪が60cmを超えたとき	●広範囲にわたる災害が発生あるいは事態が切迫しているとき ●航空機災害等の重大な事故が発生したとき ●噴火警報が発表されたとき ●災害救助法が適用されるような甚大な災害が発生したとき ●気象特別警報が発表されたとき ●石川県に顕著な大雨に関する気象情報又は顕著な大雪に関する気象情報が発表されたとき※4
	活動内容	・情報の収集、伝達 ・局地的災害の警戒 ・警戒配備準備体制への移行準備	・情報の収集、伝達 ・局地的災害の警戒の事前連絡 ・警戒配備体制への移行準備	・情報の収集、伝達 ・局地的災害の警戒の事前連絡 ・水防活動 ・除雪活動 ・一次配備体制への移行準備	・災害情報の収集、伝達 ・避難所の開設 ・被災者の救出・救護 ・避難誘導 ・二次配備体制への移行準備 ・最大限の警戒	・災害情報の収集、伝達 ・応急対策活動
配備部署	危機管理課	危機管理課、消防本部	全部局	全部局	全部局	
配置基準	市長公室部長兼危機管理監所定	市長公室部長兼危機管理監、消防長所定	水防体制及び雪害体制に必要な人員、各部局の必要人員※3	各部局の必要人員※3 開設する避難所の担当職員	全職員	

※1 上記以外で特に緊急性があり、市長が必要と認めたときは、災害対策本部等を開設する。

※2 防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル等により判断するものとする。

※3 配置基準に基づく各部局の必要人員は各部局においてあらかじめ定めるものとする。

※4 小松市に特に影響が大きい場合に限る。（特に影響が大きい市町には金沢地方気象台からホットライン有り。）